

札幌中央基署発 1106 第 1 号
札幌 東基署発 1106 第 1 号
令和 5 年 11 月 6 日

団体各位

札幌中央労働基準監督署長
(公 印 省 略)
札幌 東労働基準監督署長
(公 印 省 略)

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等
について (周知依頼)

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、新たな化学物質規制に関する省令改正 (労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 91 号)) により、令和 6 年 4 月 1 日から、リスクアセスメント対象物の製造・取扱い業務において、リスクアセスメントの結果に基づき必要があると認めるとき、厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、それぞれ、事業者は労働者に対し、医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならないとされています。

今般、当該健康診断の基本的な考え方及び留意すべき事項を示した「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」を策定いたしました。

つきましては、貴団体におかれまして、傘下会員事業場等が当該健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られますよう周知等を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、令和 5 年 10 月 17 日に厚生労働省が報道発表した当該ガイドライン及びガイドラインの概要につきましては、以下の URL 又は QR コードからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35778.html



【お問合せ先】

札幌中央労働基準監督署 安全衛生課

電話 011(737)1192

札幌東労働基準監督署 安全衛生課

電話 011(894)2816